



保護者と指導員が力をあわせて、 子どもが主体者の よりよい学童保育をつくりましょう

全国学童保育連絡協議会
事務局長
高橋 誠

今般の「新型コロナウイルス感染症」への対応に関わって学童保育は、保育を必要としている家庭にとって必要不可欠な公的事業であり、社会活動を支え、経済活動に必要な社会基盤として、保育所と同様の役割を果たすことが国から求められました。

これを機に、学童保育に対する社会的認知が広がり、深まった一方で、施設条件の不十分さや大規模化、学童保育指導員の劣悪な処遇、常勤指導員の少なさ、慢性的な人手不足など、学童保育施策の脆弱さがあらためて浮き彫りになりました。

現在、コロナ禍において、多くの地域で保護者会（父母会）や連絡協議会の会議、そして指導員の研修などが開催

できています。さらに、私たちの運動や学童保育連絡協議会の財政の支えである月刊『日本の学童ほいく』は大幅な減誌がつづいており、組織強化は喫緊の課題です。

こうしたなか、二〇二〇年一月一日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）はインターネットを介して全国八〇地点以上を結び、定期総会を開催しました。以下では、総会で確認された今年度の活動方針のうち「今年度の活動の重点」を紹介します。

「今年度の活動の重点」には、前年に引きつづき、二〇二〇年四月から『参酌すべき基準』となった『放課後児童支援員』の原則複数配置を『従うべき基準』に戻すための取り組み」「そのほかの『参酌基準』も順次『従う

べき基準』とするよう求める」「学童保育の量的拡充および質の向上をめざして取り組む」「処遇改善をはじめとした指導員の課題に取り組む」「保護者会（父母会） および連絡協議会の組織強化と月刊『日本の学童はいく』の活用と普及・拡大を一体のものとして取り組む」「自然災害によって被災した学童保育への支援を進める」を掲げました。あわせて今回、『新型コロナウイルス感染症』の感染拡大防止と、学童保育がその役割を果たすことができるための取り組みを進めます」という方針も新たに掲げています。この方針の具体的な内容は以下のとおりです。

○「放課後児童支援員」の資格を持つ指導員が常時複数・専任で配置されることを求めます。

○全国連協が作成した「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」の内容をふまえた「子どもの集団の規模」および「施設の面積」を求めます。

○感染拡大防止のために必要なマスクや消毒薬などの消耗品、および空気清浄機などの備品の整備を求めます。

○保健所など専門機関との連携を図り、指導員をはじめ

とした必要とする関係者が、必要なときに「PCR検査」を受けることができるよう、検査体制の抜本的な拡充を求めます。なお、検査にかかる費用の公費負担を求めます。

また、コロナ禍において前年度の「全国学童保育指導員学校」が一〇会場で、八会場で中止となったこと、山形県内での開催を予定していた第五回全国学童保育研究集會も中止せざるを得なかったことをふまえ、今年度は、「学習・調査・研究活動」を「今年度の活動の重点」に位置づけ、開催に向けた工夫の検討などを掲げています。

子どもの命と安全を守り、学童保育の目的・役割を果たすために、保護者会（父母会） および学童保育連絡協議会の組織強化と月刊『日本の学童はいく』の活用と普及・拡大に取り組むとともに、私たちがつくりあげてきた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」や国の省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」「放課後児童クラブ運営指針」を足がかりに、学童保育の社会的認知を広め、国・自治体の公的責任を求める取り組みを進めていきましょう。